

生活資金の支援に関すること

R2.4.30現在

支援制度名	対象者	内容	担当課・問い合わせ先	備考
住宅確保給付金	離職・廃業から2年以内又は新型コロナウイルス感染症による離職等により経済的に困窮している方で、住居を喪失した又は住居喪失のおそれがある方（収入要件・資産要件等あり）	誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、家賃相当額（上限あり）を一定期間（原則3か月、最大9か月）支給します。	福祉相談室 電話番号 22-3541	
生活福祉資金貸付制度	新型コロナウイルス感染症による休業や失業により、一時的な生活資金にお困りの方	新型コロナウイルス感染症による休業や失業により、一時的な生活資金にお困りの方への緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を行います。	社会福祉協議会 電話番号 88-2750	
母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦	新型コロナウイルス感染症により、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業により、ひとり親家庭等の皆様の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減収する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付を行います。	福祉相談室 電話番号 22-3541	